

賃貸住宅向け定住助成金のお知らせ

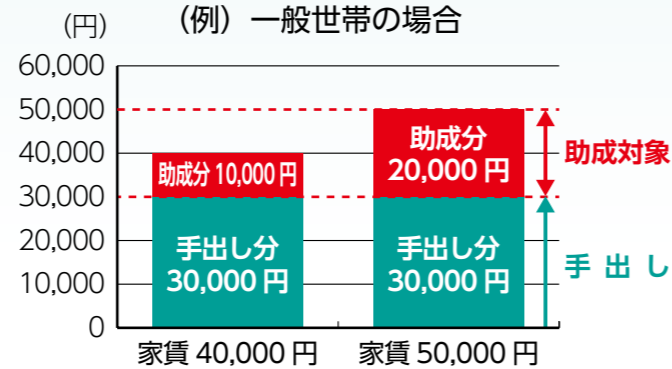
町が整備を進めている賑わい拠点施設「なないろひろば」に隣接して、町内では初となる民間アパートの建設が進んでいます。民間投資の促進と空き家の活用を通じ定住者の確保を図るため、家賃の一部を助成する事業を始めました。

対象となる方(7つの条件を満たす方)

- ①町内に2年以上継続して定住する方。
- ②賃貸借契約を締結した賃貸住宅(民間、空き家)に居住し、町内に住所を有する方。
- ③当該民間住宅を自己の居住用以外に使用、転貸、または使用権を譲渡していない方。
- ④申請者及び世帯全員に町税、その他の納付金等の滞納がない方。
- ⑤自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加できる方。
- ⑥生活保護法による保護を受けていない世帯に属する方。
- ⑦公務員でない方。

助成金額(上限金額)

月額30,000円を超える家賃のうち、一般世帯は20,000円、子育て世帯(子どもが18歳まで)は25,000円を上限として助成します。

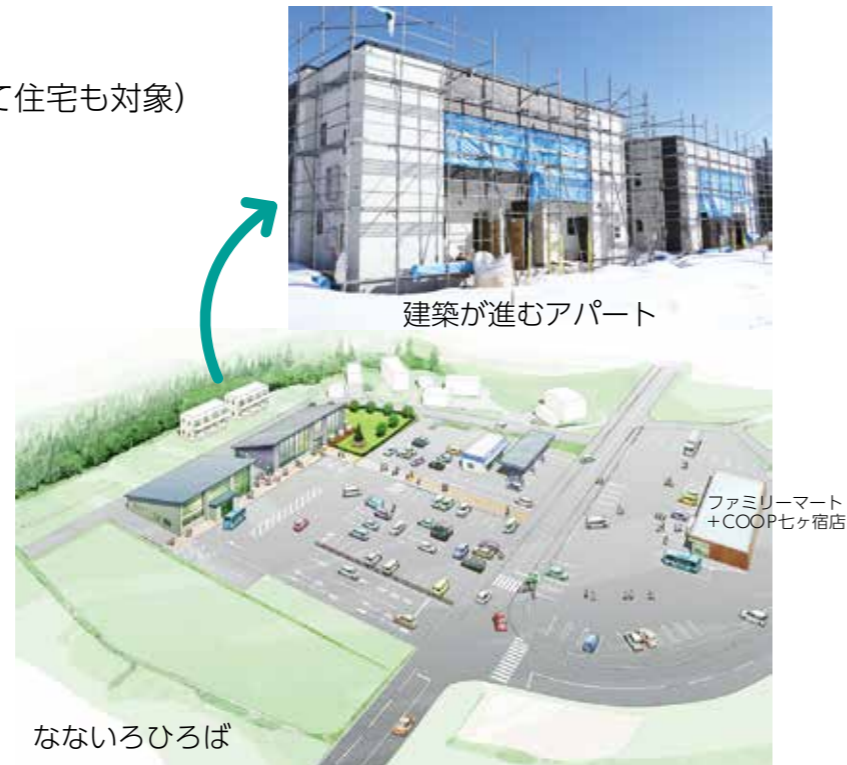


対象となる住宅

民間賃貸住宅(空き家などの戸建て住宅も対象)

建築中の民間アパートは

建築中の民間アパートは、木造2階建てが2棟で3月中旬に完成予定です。全8室で内覧会も行われる予定となっています。アパートに関するお申込み、お問い合わせは
(株)チンタイ情報館
 ☎0238-40-1400
 へお願いいたします。



- お問い合わせ(制度について)
町民税務課
☎37-2114(担当:三上)

就学援助制度のお知らせ

経済的理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に学用品等を援助する制度です。お気軽にご相談ください。

対象となる世帯

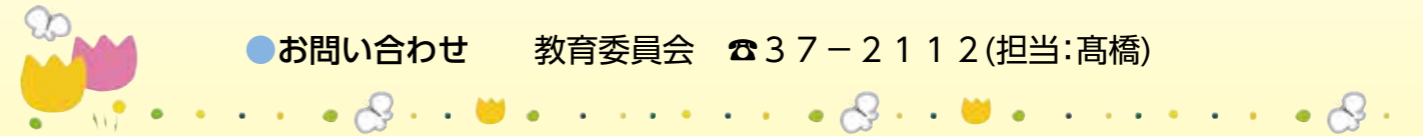
- ①要保護世帯 ・生活保護(教育扶助)を受給している世帯
- ②準要保護世帯 ・前年度及び当該年度に生活保護の停止又は廃止となった世帯
・世帯員の年収(給与収入・公的給付金等)の合計が生活保護法基準を100とした場合、130以下の世帯

対象となる経費

学校用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、通学費、修学旅行及び校外活動費
 ※要保護・準要保護の区分や児童生徒の学年により対象内容は異なります。

お申込みについて

制度に関する案内を各学校から児童生徒に配布しますので、案内をご覧のうえ、各学校にお申込みください。**新小学校1年生は、教育委員会へお申込みください。**
 七ヶ宿小学校 ☎37-2320 七ヶ宿中学校 ☎37-2360
 詳しい内容については、教育委員会までお問い合わせください。

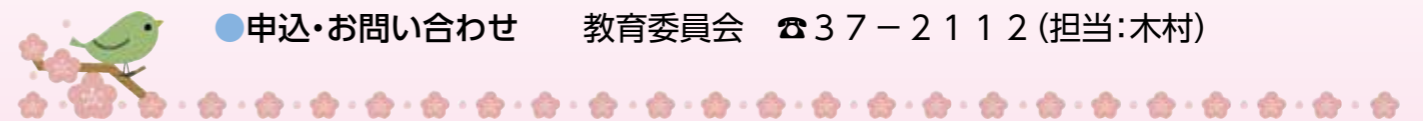


- お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112(担当:高橋)

町奨学資金貸付申込みが始まります

平成30年度の七ヶ宿町奨学資金の貸付申込みの受付を開始します。申込みの条件等は次のとおりです。

- 申込資格 ・高等学校、高等専門学校、各種専門学校に進学する方
・大学に進学する方
- 貸付額 ・高等学校、高専、各種専門学校 月額2万円又は3万円
・大学 月額3万円・4万円・5万円
(いずれも、1万円単位で申込者が金額を選択できます。)
- 申込期間 3月1日(木)～3月22日(木)
- 申込方法 教育委員会に設置している貸付申込書に記入の上、医師の健康診断書と合格通知書の写しを添付してください。
- 連帯保証人 2名の連帯保証人が必要となります。
- その他 特別免除の制度はありません。
貸付の適否について審査があり、決定は3月末日までに通知します。



- 申込・お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112(担当:木村)